

04 総務省 非予算(構造改革特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類の見直し」	「措置の内容の見直し」	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁				
0420050	議会への住民参加と発言権の確立並びに文化ホール等での議会の開催	-	-	-	地方議会への住民参加と発言権の確立	主権在民と憲法にあるが主権を持つ住民に自治体が行う事業について適切な説明の場が無い。また、住民の代表である議員も事業内容を把握し住民に適切な説明をしていない。説明義務を履行させないのは住民の権利放棄に当たるが、現実問題、一議員に全住民への説明義務が何処まであるのか明確でなく、また大勢いる他の議員との公平において負担の格差が生じている。よって議事を自治体の文化ホールなどで開催し住民が自由に参加できるように制度を緩和し、執行部の説明を議員と一緒に聞き解らないところは直接質問できるように、つまり主権を持つ住民の適切な理解と合意の下、事業を進める。より民主的な議会に改革することにより住民の行政への参加意識を醸成し、地域の活性化を住民の理解と納得により推進する事を目的に議会への住民参加と発言権(提案と質問)の確立並びに文化ホール等での議会の開催を提案します。	D	-	現行の地方議会制度において、委員会における公聴会制度や参考人の意見聴取制度による住民の議会への参加が行われているが、これら以外にも、各地方公共団体において住民参加を認める議会基本条例の制定や、議会又は委員会主催の住民懇談会、議会報告会の開催等により、住民の意見を議会に反映させるための取り組みを行うことは可能である。 また、現行法令上、議会の開催場所は、庁舎内の議場には限定していない。										1024010	個人	山梨県	総務省			
0420060	公立大学法人の業務範囲の拡大(附属学校の設置・運営)	学校教育法第25条、同附則第5条、地方独立行政法人法第21条、第70条	公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限られている。	-	公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校(附属高校及び中学校など)の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する	(提案内容) 現在、兵庫県立大学では平成25年度を目途に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は現行の地方独立行政法人法では、附属中高を設置及び管理することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高大一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中高の設置・運営を目指す。 (提案理由) ・兵庫県には、大型放射光施設SPring-8、X線自由電子レーザー、京速コンピュータ「京」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立地し、これらを有効に活用するために産官が連携した人材や将来の科学技術の担い手である青少年の育成を推進している。 ・兵庫県立大学においても、これら研究施設の立地する播磨科学公園都市やポートアイランドに理学部や大学院研究科を設置し、先端の、独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。 ・加えて、昨今の少子化の進展や理系離れの傾向もあり、大学のみでの教育では限界があることから、附属中学及び高校(以下、「附属中高」という。)を開校し、大学のインシテブによる独自のカリキュラムを定め、附属中高からの一貫教育により、将来の科学技術の担い手となる人材の育成に力を注いできた。 ・県内に立地する最先端の研究施設を有効に活用し成果を上げていくためには、それらを使いこなせる人材の育成が不可欠であり、大学のインシテブのもとに科学技術について少年期から取り組む中高大一貫教育が今後必要と考えられるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力的な運用を求める。	F	I	当該提案については、学校教育法(昭和22年法律第26号)をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。	右の提案主体からの意見 兵庫県立大学では平成25年4月を目途に公立大学法人への移行について検討を進めており、それまで公立大学法人による附属学校の設置・運営ができるよう検討をお願いしたい。	F	I	当該提案については、学校教育法(昭和22年法律第26号)をはじめ初等中等教育に関する様々な観点から検討が必要であると考えられる。						1039010	兵庫県	兵庫県	総務省 文部科学省			
0420070	A市まちづくり地区における事業地集積のための土地交換について	地方自治法第238条の4第1項及び第6項	(行政財産の管理及び処分) 第二百三十八条の四行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売却し、譲与し、出資の目的とし、若しくは私権を設定することができる。2～5(略) 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。7～9(略)	-	A市が、地方自治法上の「行政財産」として所有している土地所在地は、民有地と入り混じって点在しており、これを打倒すべく民地と土地交換を行い、地域振興に資する計画を検討しているが、地方自治法第238条の4に行政財産の交換は無効である旨があり、この規定に特例を設けていただきたい。	A市まちづくり地区は、バブル時の土地企画整理事業開発予定地であり、民間企業等が事業用地の先行買収を虫食い状に行い、事業による換地により自己所有地を集約する予定であったが計画が頓挫した。しかし地区内には未買収の民地が多くあり、その利活用が行えず地区の荒廃が懸念されたため、この先行買収地をA市が寄付を受けて、現状の社会情勢などを考慮し、地区内の土地所有者と協働して地区の事業計画の見直しを行い、事業区域の選定を行った。そのうえでこの基礎整備事業区域内外の土地交換を行い、事業参加希望者の計画をまとめることとしている。そこでこの土地交換に際し、市が所有している土地を交換する場合、地方自治法第238条の4に行政財産の交換は無効である旨があり、その判断に苦慮している。しかし、本地区の事業推進に資するために行政財産の交換は必須であり、行政財産の公共に供する目的で行う土地交換は、禁止要件に当たらないとの特例を設けていただきたい。	C	-	ご提案のとおり、交換の対象となる土地が行政財産である場合、地方自治法第238条の4第1項が適用され、当該土地を行政財産のまま交換することは禁止されていることである。 これは、行政財産は普通地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の達成のために利用されるべきものであるから、行政執行の物的手段としての行政財産の効用を減少し、ひいては行政目的の達成がなくなる虞がある運用を禁止することを目的とするものです。 しかしながら、貴団体の土地を交換の対象とすることを検討されているとすれば、当該土地は既に行政目的を有しないと判断された上で、交換手続きを検討されていると考えられますので、貴団体の長の権限において当該土地を行政財産から普通財産として管理することができることから、当該土地の用途を廃止し、普通財産とした上で交換することは、条例又は議会の議決による場合には可能とされていることである。 なお、ご提案のように虫食い状になっている土地の交換であれば、例えば地方自治法第180条第1項の規定に基づき、あらかじめ「経費な事項」として議長に対して事件を指定して議決を依頼することなどにより事務の円滑化を図ることでも可能であると考えます。	右の提案主体からの意見 貴省のご回答のとおり、地方自治法上の「行政財産」として行政執行の物的手段として行政目的の達成のために利用されるべきものと本市でも解してあり、異議のないことである。その法の趣旨に照らし、行政執行(＝まちづくり)に寄与する土地(＝土地交換)を行い、行政目的の達成のため(＝適正かつ良好なまちづくり)に行政財産の効用を最大限に利用し、行政目的を達成するために必要となる土地交換の目的により禁止要件の緩和をお願いしたい。	C	-	ご提案の土地交換に当たり、当該土地を行政財産のまま交換することができないことは、前回の回答でお示したところである。 また、ご提案では、行政目的の達成のために行政財産の効用を最大限に利用し、そのために必要な土地の交換を実施することですが、当該土地は既に行政目的を有しないと判断された上で、交換手続きを検討されていると考えられますので、貴団体の長の権限において当該土地を行政財産から普通財産として管理することができることから、当該土地の用途を廃止し、普通財産とした上で交換することは、条例又は議会の議決による場合には可能とされている旨を前回の回答でお示したところである。									1047010	A市	大阪府	総務省
0420080	公立大学法人(地方独立行政法人)の研究開発成果を事業化する際の企業への出資規制の緩和	地方独立行政法人法第21条、第70条	公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校等の設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限られている。	-	公立大学法人(地方独立行政法人)の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の保有する知の還元を促進するため、大学の研究成果を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。	①現状 大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。 ②問題点 法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図りきれない。 そもそも、公立大学法人は「教学と経営の両立を図る形を、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられているとおり、運営に係る基盤的経費は設立団体が措置し教育研究の確実な実施を担保する一方、自己財源の捻出等、設立団体から離れた自動努力により国公立と関わらない大学間の切磋琢磨が期待されている。しかし、出資については、私立大学の場合も一定認められているが、公立大学法人は全く認められておらず、研究成果の活用が図りきれない。 例えば、過去に府立大学が技術開発に関わったガン治療の薬剤につき事業実施企業に出資できなければ、その収益で大学の教育研究の更なる活性化を図ることができた。なお、現在も、製品開発が見込まれている研究がある。 ③解決策 技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究→事業移転→収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化し独自財源を確保することができる。 また、国の成長戦略で産学連携により大学等の研究成果を地域の活性化につなげる取組を進めるとされているが、研究成果の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。	C	I	御提案にあるとおり、公立大学法人による出資の必要性が認められる場合には、設立主体たる地方公共団体が自ら出資することが可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。 ただし、上記を踏まえてなお必要があれば、提案主体より出資財源、出資先、大学内の手続き及び出資先が破綻した場合の対応その他の事項について詳細を御説明いただいた上で、再度検討することとしたい。	右の提案主体からの意見 本提案における出資は大学法人とその研究成果を事業化する企業の間で行われるべきものであり、そこに府が出資することは想定していません。 なお、出資にあたって法人では上限枠を設定し、財源はロイヤリティ収入など自己収入を充て大学運営に支障がないことを担保するとともに、専門委員会を設置し、金融機関との協力関係によりファイナンス面の審査を実施する等リスクヘッジを講じる計画である。現在、大学で取り組んでいる環境等の高度技術を活用した製品開発が見込まれており、事業化する企業に直接出資できれば研究成果を社会に還元するとともに独自財源の確保に繋がる。	C	I	現在においても、設立団体たる地方公共団体が自ら出資することは可能である。想定される出資先等なお不明な点があるが、公立大学法人においては、その収入の大半を運営費交付金が占め、財政的に設立団体たる地方公共団体に依拠していることから、公立大学法人自らが、財政的なリスクを負う出資を行うことは適当ではないと考えている。	右の提案主体からの意見 府の出資については、出資による利益を大学法人へ還元するだけでは府への直接的なメリットがなく、手続き面でも予算の議決が必要となり時宜を得た出資ができないため、事実上困難である。独立行政法人である公立大学法人大阪府立大学では、運営費に占める交付金率を第2期中期目標期間中(～平成28年度)に50%とすることをめざして、自主性・自律性の高い経営を行っていくこととしている。法人自ら出資が可能となれば、知的財産の積極的な活用による地域の産業振興への貢献とともに、教育研究を活性化させる独自財源を確保することができる。なお、法人ではファイナンス面の審査の充実等様々なリスクヘッジ対策を講じていく計画である。								1055010	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省

04 総務省 非予算(構造改革特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁	
0420090	公立大学法人(地方独立行政法人)が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和	地方独立行政法人法第41条	地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。		公立大学法人(地方独立行政法人)の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、実際に当該施設で教育研究を行う法人自身により柔軟で効果的・効率的な整備が行えるよう、施設整備に関し、設立団体が認める場合は可能とする。	①現状 公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が起債等により施設を整備し法人に出資する。 ②問題点 効率的、効果的な整備を行う観点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望ましく、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別目的会社(SPC)を設立し、資金需要を平準化している。しかし、SPCは各整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストもかかる等課題があり、学生・教職員の命を守る耐震改修促進等の足かせとなっている。 そもそも地方独立行政法人は、必要な行政サービスを効率的、効果的に提供することを目的に設立されるもので、公立大学法人については「教学と経営の両立を図る形で、大学をより競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る趣旨から制度設計した」と国会で述べられている。しかし、長期借入れについては、私立大学のほか、国立大学でも土地の取得、施設や設備の設置等の目的で認められる一方、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化するための環境整備を行う基盤が十分でない。 なお、国立大学法人の長期借入の対象は順次拡大されており、当初、附属病院整備及び大学等移転事業のみだったが、H17年12月に国立大学の自主的な教育研究環境の整備充実の取組を支援するため、土地の取得、施設や設備の設置等を追加する改正が行われている。 ③解決策 施設整備に関し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につきコスト削減や手続の簡素化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全の確保が容易となる。	D	-	公立大学法人は、設立団体たる地方公共団体から長期借入が可能であり、また、それによって特段の支障が生じるとは考えていない。地方独立行政法人の債務は最終的に設立団体たる地方公共団体に帰属することされており(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第93条)。このような債務体、地方公共団体の財政の健全性の確保等の観点から、地方公共団体が一元的に管理する必要があると考えている。 なお、設立法人たる地方公共団体が長期借入した場合に係るコストと比べて公立大学法人が長期借入した場合に係るコストが低くなるまでは、一般的に想定しづらいと考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	公立大学法人は、運営費交付金とその収入の大半を占め、その運営に要する経費を自ら生み出した収入により全て賄うことはできない。したがって、このような法人に長期借入を認めても設立団体たる地方公共団体が実質的に負担することとなることから、長期借入に係る債務は公立大学法人ではなく、設立団体が一元的に管理する必要があると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	公立大学法人が施設整備を行う際、設立団体(地方公共団体)から長期借入をする場合は起債等の手続きが必要となり、機動的で柔軟な整備を行うことが困難であるため、金融機関等からの借入れを可能とされたい。長期借入にあたっては、議会の議決を経て府が認可するといった慎重な手続きを担保することで、設立団体(地方公共団体)や大学法人の財政の健全性は十分確保されると考えている。なお、公立大学法人大阪府立大学では、運営費に占める交付金率を第2期中期目標期間中(～平成28年度)には50%とすることをめざして、自主性・自律性の高い経営を行っていくこととしている。		10555020	大阪府	大阪府	総務省 文部科学省		
0420100	議員権限の強化等による自治体における議会内閣制型政府形態の試行	地方自治法第92条、96条、97条、112条	地方自治法第92条第2項は「普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法上の短時間勤務職員と兼ねることができない」と規定している。また、同法第112条第1項は、「普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない」と規定している。		議員の予算提案権を認めること、議員の常勤職員との兼ねを認めることなどによって、自治体における議会内閣制型政府形態の試行を可能にする。	議員が予算提案権を持ち、副市長や部長などの兼職によって執行側の役割を持つことによって、現行の二元代表制とは異なる議会内閣制型の政府形態を憲法の許容する範囲で試行する。 具体的には、議会の多数派と市長との連携関係を前提に、予算案をはじめとする議案の企画立案の段階から議員が公式に関わり、執行においても、副市長や部長などのポストに議員が就任することによって責任を持つ。基本的に議案は、市長に加えて、議員が兼職する副市長や部長によって構成される「内閣」から提案される。この際、議員も予算提案権を持つことによって対等な連携関係が可能となる。 提案理由 現行の二元代表制は、議員が予算提案権を持たない反面、強力な拒否権をもつため、拒否権を背景に個別的な要求を行うなどの問題が生まれやすく、自治体の運営全体に責任を持つような建設的な議員活動が阻害されている面がある。また、市長と議会多数派の立場が大きく異なった場合には、収拾することが不可能になる場合がある。これに対し、議会内閣制型の政府形態であれば、市長と議会多数派が公式に連携して活動することができる。同時に、それを通じて議員の統治能力が向上することが期待される。 現在、総務省においても選択制に向けた検討が開始されているが、特区制度で議会内閣制を試行することは、そうした検討に貴重な事例を提供することになり、将来における自治体の政府形態の適切なあり方を探ることに貢献することができる。 代替措置 議会から執行側へのチェックが弱まるという問題点が想定されるので、リコールなどの直接民主主義的な制度のハードルの引き下げなどを合わせて試みる。	C	-	議会内閣制の導入は、現行の地方自治法が基本とする二元代表制のあり方の根幹に係わる問題であり、その性質上、特区制度にはなじまないものと考えられる。 一方で、総務省で開催している地方財政検討会議において、地方公共団体の基本構造をはじめとする今後の地方自治制度のあり方について議論が行われてきたところである。同会議での議論を踏まえ、総務省が平成23年1月に公表した「地方自治法改正についての考え方(平成22年)」では、地方公共団体の判断で現行制度とは異なる基本構造を選択することができることとする場合の選択肢として、ご提案のような議会内閣制型の地方制度を含む複数のモデルを示しているところである。 これらの選択肢の具体的なモデルについては、日本国憲法上許容されるか否か、また、地方公共団体の運営の内消化に資するか、長と議会の均衡と抑制の関係をどう考えるかという観点から様々な意見があり、引き続き、各方面から幅広く意見を聴きながら検討していくこととしたところである。	C	-								1058010	半田市 議会 至誠ク ラブ	愛知県	総務省